

伊賀市行政総合マネジメントシステム

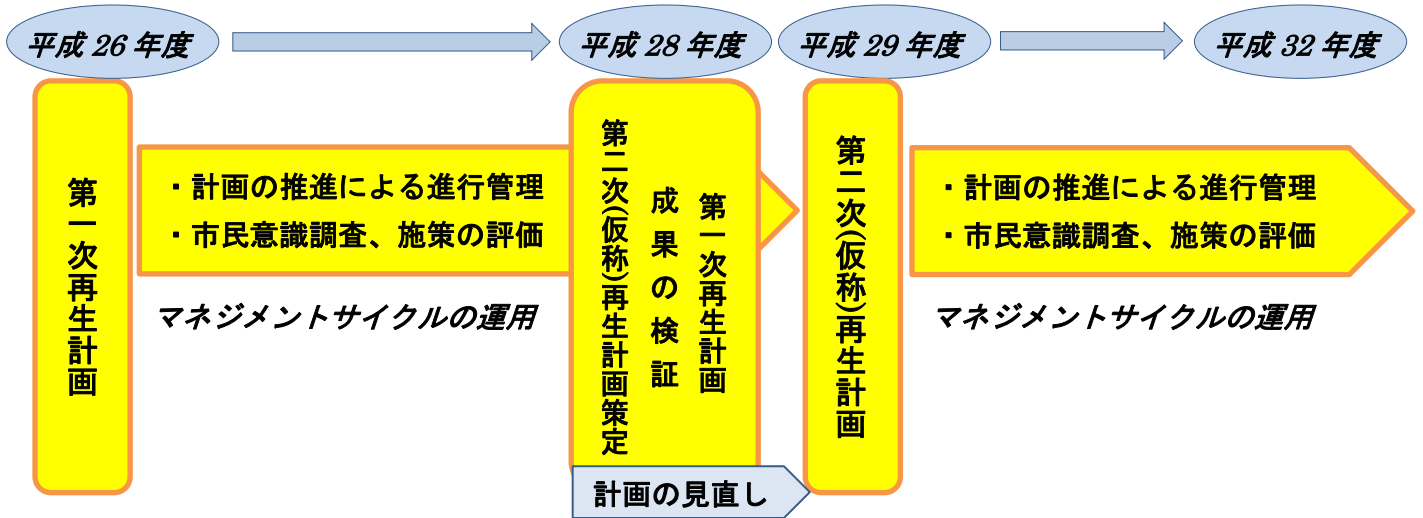
2014(平成26)年2月

(2015(平成27)2月一部修正)

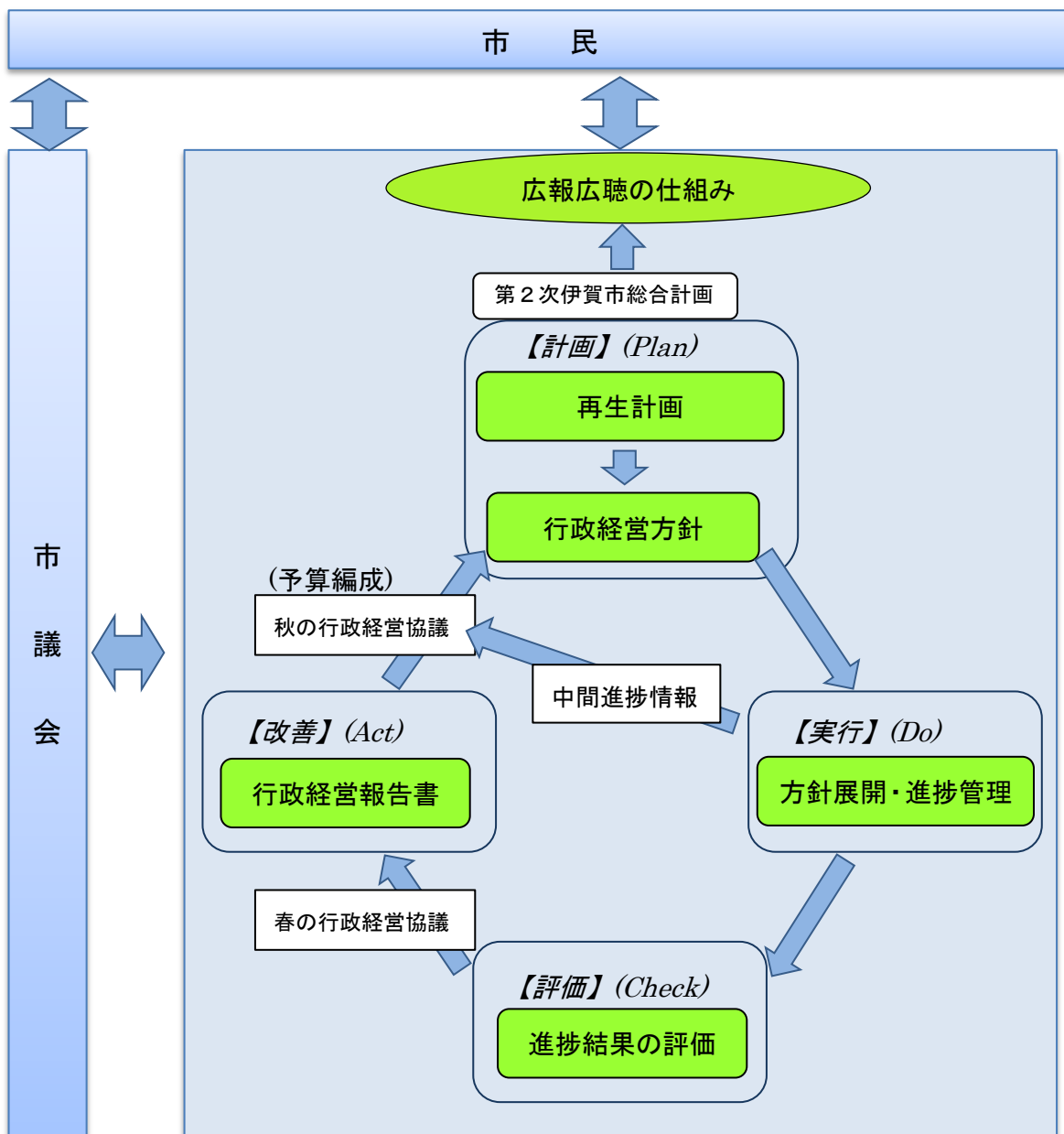
伊 賀 市

図表 1

◇再生計画のサイクルのイメージ図



◇伊賀市行政総合マネジメントシステム（マネジメントサイクル）のイメージ図



1 目的

「ムダのない財政運営」と「市民目線・市民感覚による市政」を基軸とした分権型のまちづくりを推進する「第2次伊賀市総合計画再生計画（以下「再生計画」という。）」を着実に実行するため、市の行政経営方針に基づいた政策・施策を効果的・効率的に進めるための一元的な仕組みとして、「伊賀市行政総合マネジメントシステム」を構築する。

2 伊賀市行政総合マネジメントシステムの構築

(1) マネジメントサイクル（行政経営全体のPDCA）の確立（図表1参照）

①行政経営協議の実施

- ・伊賀市行政総合マネジメントシステムにおいて、各分野の施策評価の結果を踏まえ、政策を達成するために今後どのように変革・改善するか、施策の取組方向や財源配分などの市の行政経営方針を協議する場として、行政経営協議を実施する。
- ・行政経営協議は、春（4月中下旬予定）と秋（10月中下旬予定）の年2回実施する。

②協議者

- ・市長、副市長、部長（必要に応じ次長）

③協議事項

- ・「春の行政経営協議」は、前年度の取組評価から成果と残された課題を洗い出し、現年度の各部長の施策目標（何をどこまで）を再確認するとともに、市及び部の現年度行政経営方針を共有するため、部長と市長（副市長）の協議を行う。
- ・「秋の行政経営協議」は、現年度の上半期の進捗状況を確認するとともに、次年度に向けた取組方向として、次年度の重点化施策の決定、「行政経営方針」案の策定につなげるため、部長と市長（副市長）の協議を行う。

④方針決定

- ・春と秋の行政経営協議による方針は、総合政策会議で最終決定する。

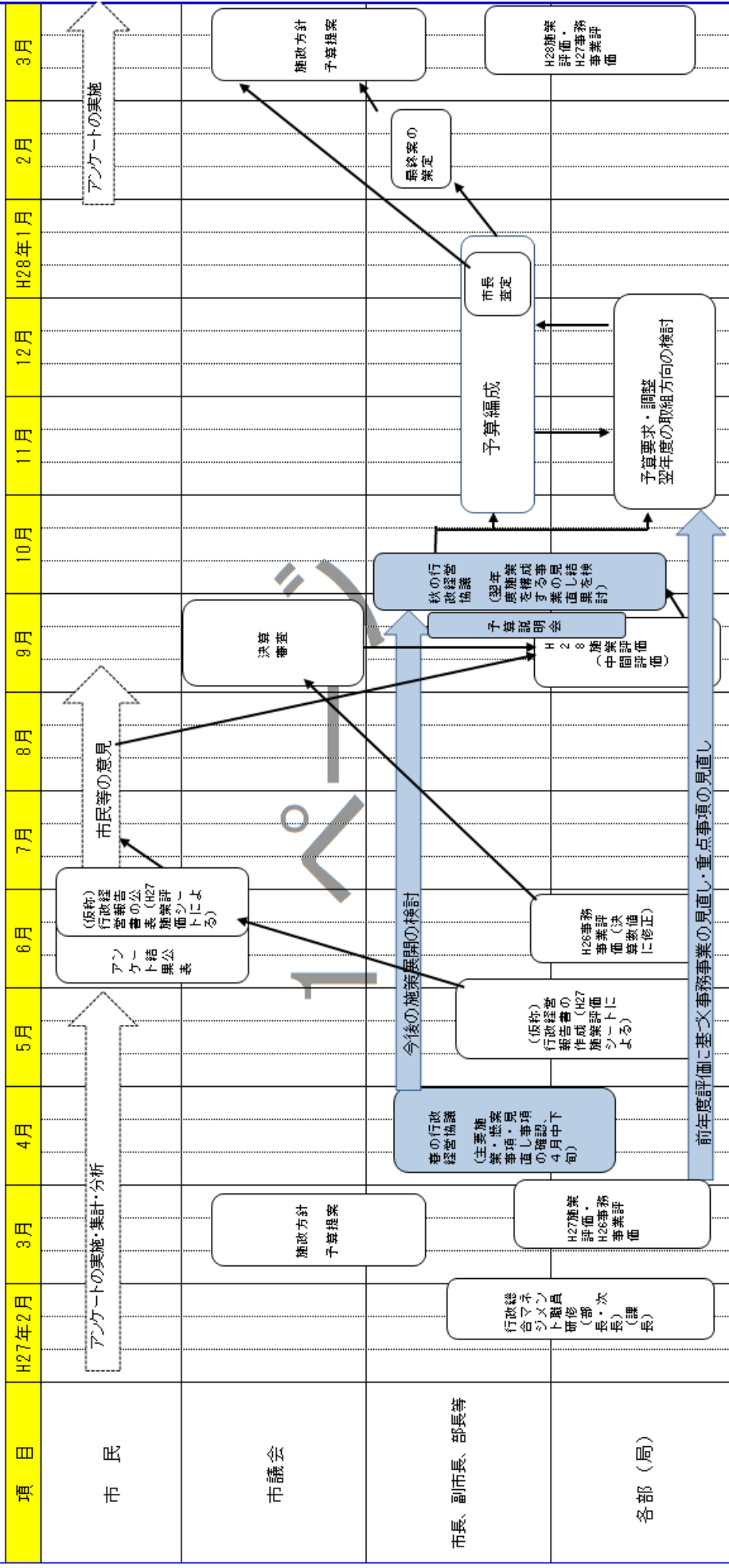
⑤行政経営報告書（前年度の成果と現年度の行政経営方針等）の策定・公表

- ・前年度の施策評価による成果や課題・改善策、また、現年度の行政経営方針をまとめた「行政経営報告書」を毎年度作成し、議会や市民に公表することにより、双方向型の情報交流と情報共有を促進する。

(2) マネジメントシステムの主なスケジュール（図表2参照）

- ・3月 市議会への提案・説明（予算議決、年度末評価、行政経営方針の決定）
- ・4月中下旬 春の行政経営協議（行政経営報告書の作成）
- ・6月 市議会への報告・公表
- ・7月～8月 市民参加による点検
- ・10月中下旬 秋の行政経営協議（中間評価、翌年度の行政経営方針の方向性検討）
- ・10月～12月 予算編成（部内調整）
- ・1月 市長予算査定
- ・3月 市議会への提案・説明（予算議決、年度末評価、行政経営方針の決定）

伊賀市行政総合マネジメントシステム 年間スケジュール



(3) 行政評価におけるPDCAの確立（図表3参照）

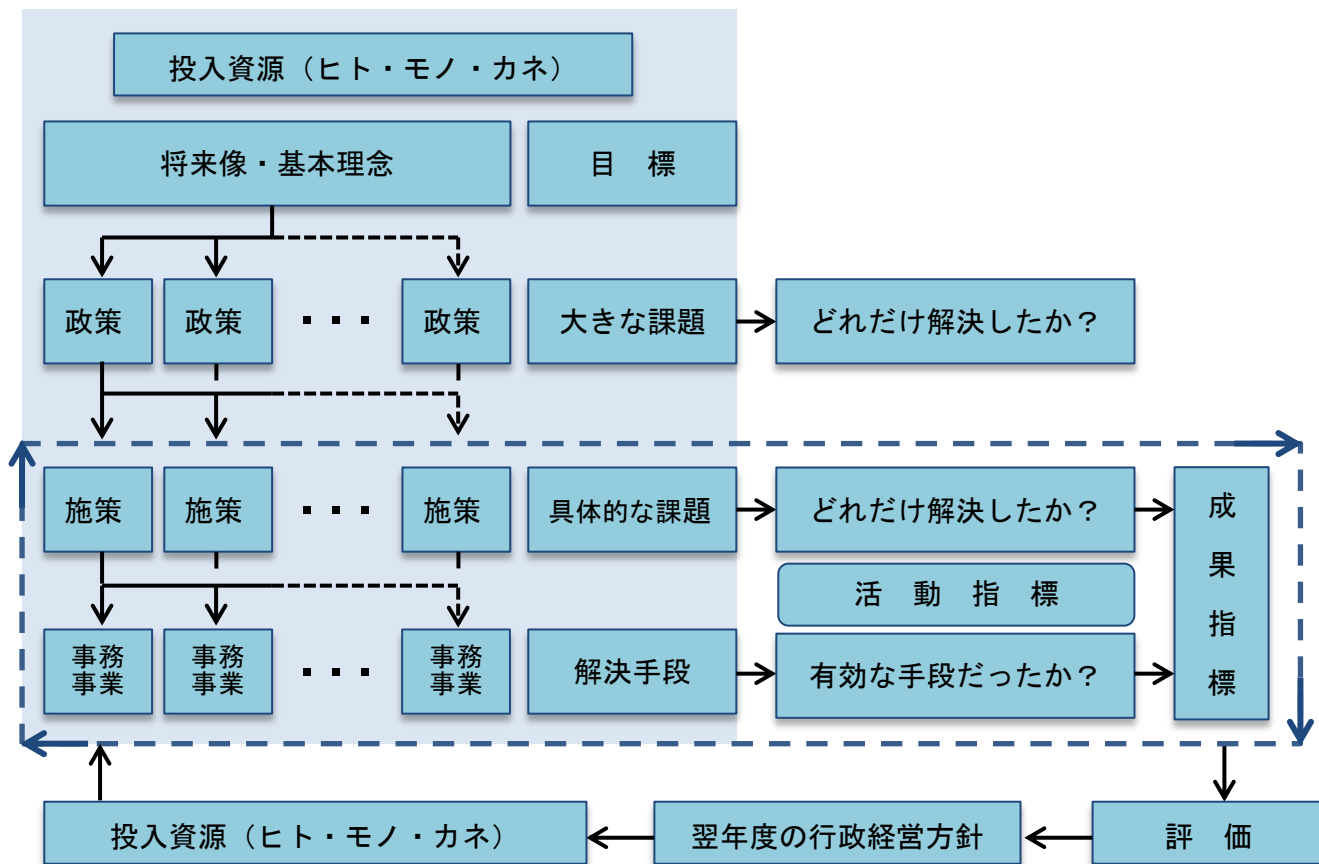
①事務事業評価の実施

- ・市民に最も身近な行政活動の単位である事務事業について「何のためにこの事業を行うのか」「何を達成しようとしているのか」「その成果はどうであったか」を明らかにした上で、今後の事務事業の改善策や取組方向を示すため、事務事業評価を実施する。
- ・事務事業評価責任者は、当該事務事業を所管する課長等とする。
- ・事務事業評価は、取組の進捗や社会状況の変化等を反映するため年度の中間に実施する「中間評価」と年度末に実施する「年度末評価」の年2回とする。

②施策評価（重点プロジェクト・分野別施策・市政運営の取組の評価）の実施

- ・再生計画に基づく重点プロジェクトや分野別施策等を的確に実施するため、各施策の現状や進捗状況などを確認するとともに、施策を構成する事務事業の必要性・有効性・効率性を検証し重点化を行い、政策・施策を効果的・効率的に実施する。
- ・施策評価責任者は、当該施策を所管する部長等とする。
- ・施策評価は、取組の進捗や社会状況の変化等を反映するため年度の中間に実施する「中間評価」と年度末に実施する「年度末評価」の年2回とする。

◇図表3 行政評価におけるPDCAのイメージ



3 評価に基づく事務事業の見直し方針

(1) 見直しの視点

・事務事業の見直しについては、行政サービスの現状を認識し、課題を洗い出し、改善へとつなげていくことで施策・事務事業の最適化を図り、戦略的に整理合理化を行う。

また、コストの縮減、市民サービスの向上、地域の活性化、自治組織・市民活動団体・企業（事業者）との連携・協力の推進を図るといった視点で、民間への委託、あるいは市民の自主的な活動の導入といった、民間活力の導入について検討することとする。

(2) 見直しの方向性（図表4参照）

・事務事業の方向性を見直しにあたっては、次に掲げる整理合理化の方向性により決定する。

◇図表4 事務事業の整理合理化の方向性

方向性	見直しの視点
① 廃止	市民（民間）と行政の役割分担やサービスの公平性の観点から、事務事業の必要性が乏しいもの。
	事業開始当初と社会経済情勢が変化し事務事業の必要性、有効性が薄れたもの。
② 完了	事業計画期間の終年が到来したもの。
③ 統合	市が行っている同種の事務事業が他にあり、必要性が乏しいもの。
	一元的に実施することにより、効果的・効率的な執行が可能なもの。
④ 改善	有効性や効率性の向上を図る観点から、事業を改善する方向で見直すもの。
⑤ 縮小	事務事業の必要性や有効性の上から判断して、対象を限定することが可能なもの。
	必要性から判断して、数年置きの実施が可能なもの。
	市民ニーズに比較して、サービスの供給が過剰となっているもの。
⑥ 継続	引き続き成果を維持していくため同程度、注力するもの。
⑦ 充実	成果を更にあげるため、または社会情勢などから需要の増加等に伴い、より注力するもの。
⑧ 民間委託	市自らが直接行う必要性が乏しく、その事務事業の全部または一部を民間に委託しても市の責任や信頼性、安全性を確保しつつ、サービス水準が維持でき、費用対効果の向上が期待できるもの。
⑨ 民間活力導入	本来市民が行うべき事務事業で、市民の自主的な活動の支援と促進に努めることが望ましいもの。
	市民の活動を取り入れながら実施することで、より効果的・効率的な実施が可能であり、自治の振興、市民活動の活発化が図られるもの。

(3) 判断基準 (図表 5 参照)

① 事務事業の整理合理化における判断基準

- ・事務事業の整理合理化の方向性を検討するにあたっては、次の評価視点を判断の基準とする。

◇図表 5 事務事業の整理合理化における判断基準

評価視点	判断基準
必要性	①公私の役割分担から市が実施すべきものであるか。
	②特定の地域や団体等の利益のみに供するなど限定性がないか。
	③社会や市民のニーズは高いか。
	④既に目的が一定程度達成され、事業の必要性が薄れていないか。
	⑤市が行っている他の事務事業により、住民ニーズを満たすことが可能ではないか。
有効性	①計画目標に対し、着実な事業進捗が図られているか。
	②効果を高める上で、手段、手法に変更の余地は無いか。
	③社会経済情勢の変化により、実施効果が薄れていないか。
効率性	①事務事業の実施により、費用や業務量に見合った活動結果が得られているか。
	②コスト全体に占める市の負担（補助）は適正か。

；「伊賀市公的関与のあり方に関する点検指針」に示す「市の関与の範囲の点検」。
判断基準において、必ずこの点検から実施すること。

② 民間委託、民間活力の導入における留意点 (図表 6 参照)

- ・民間委託又は民間活力の導入を検討する場合においては、次の点に留意するものとする。

◇図表 6 民間活力の導入における留意点

留意点	留意内容
サービス水準の確保	市が提供すべきサービスの水準を明確にした上で、民間へ移譲あるいは委託しても、将来にわたり、その水準が確保できるか。
責任や信頼性、安全性、公平性の確保	民間に委託しても、市の管理監督が十分に行き届くか。
	個人情報等に関して適正な管理ができるか。
	事故発生時など緊急時にも対応できるか。
	民間へ委託しても、サービスの公平性を確保できるか。
費用対効果	民間のノウハウを活かすなどにより、効果の拡大につながるか。
	市自らが行う場合と比較して、コストの削減につながるか。
市民活動へ委ねることの妥当性	本来市自らが行うべきものではないか。
	市民活動に委ねることにより、市民活動の低下を招かないか。

4 政策体系の明確化と効果的な組織運営

(1) マネジメント体制の確立

- ・再生計画を着実に実行するため、位置づけられた政策体系に基づき、目的（政策や施策）と手段（事務事業）の関係を明確にし、目的別に体系化された組織運営を行う必要がある。そこで、基本的には政策を部単位に施策を課単位に位置づけ、限られた行政資源のなか、市の行政経営方針に基づき、各部が自己完結的に部の行政運営を実施できるようマネジメント体制を確立する。

(2) 組織内分権（権限委譲）の推進

① 予算に関する権限の委譲について

- ・これまでの予算編成では、事務的な経常経費については各部への枠配分を実施しているところであるが、平成27年度予算から、一般財源を「特別調整経費」、「義務的経費」、「裁量的経費」に分類し、各部に予算配分する完全な「財源配分方式」に移行する。このことにより、予算編成の分権化を図り、市の行政経営方針に沿った各部の施策の選択と集中を実現し、各部の自立的・自主的な市政運営をめざす。ただし、「裁量的経費」については、普通交付税の段階的な減額に合わせ減額することとし、これらの予算編成方式は、平成31年度までの5年間は継続して実施していくこととする。

5 政策の推進に向けた整備

(1) 再生計画の目標達成に向けた方針の明確化

- ・厳しい財政状況が続く見込みの中で、全ての数値目標を効率的に3年間で達成していくためには、これまで以上に選択と集中を明確にしていく必要がある。そのため、限られた財源を効果的に活用する観点から、目標達成ができたものについては、安易に目標値の上方修正を行うのではなく、その状況や残された課題等を検証した上で注力の方向を決定する。

(2) 広報広聴機能の仕組みづくり

- ・再生計画を軸とした公平性・透明性のある市民主体の市政運営をめざすため市民参加のあり方を見直し、多様な立場の市民が気軽に意見交換や合意形成の場に参画できるよう、機会の充実を図る。また、市民への効果的な広報や広聴のあり方の検討を行い、広報広聴機能の充実を図る。

(3) マネジメントシステムの庁内推進体制の整備

① マネジメントシステム推進会議の開催

- ・マネジメントシステムの的確な実施と各部の政策・施策の進捗状況や課題点等を共有する場として、マネジメントシステム推進会議を開催する。

② 庁内情報共有の効率化

- ・庁議（市政運営会議）やマネジメントシステム推進会議を情報共有の場として有効活用するとともに、庁内LANを活用した情報共有（意見集約など）を促進することにより、庁内検討会議の簡素化を図る。
- ・会議運営に係るコスト削減と意思決定の迅速化、環境対策の実現をめざし、効率的・効果的な会議の開催や資料のペーパーレス化など、ICTを利活用した会議システムを検討する。